

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月まで

厚生年金保険の適用が無い会社に勤務していた昭和 46 年ころ、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、区役所から送付された納付書を勤務先の会計担当者に預け、給料から保険料を天引きして納付してもらっていた。

申立期間②については、転出直前に、実家の近くにある金融機関で保険料を納付した。

申立期間③については、昭和 52 年度は私に代わって民生委員が、53 年度は私自身が、市役所の支所で保険料の免除申請を行い、62 年ころに追納した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同期間直前の昭和 49 年 7 月から 51 年 12 月までの申立人の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が同期間当時居住していた市は、年度当初に 1 年分（3 か月ごと、4 期分）の納付書を被保険者に送付していたこと等が確認でき、「前もって受け取っていた納付書により、転出直前に実家近くの金融機関で保険料を納付した。」とする申立内容に不自然さは無く、同期間が 3 か月と短期間であることを考え併せると、申立人が同期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付したとする勤務先の会計担当者の連絡先が不明であるため事情を聞くことができず、納付状

況等が不明であり、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は、昭和 52 年 10 月ころに民生委員に相談し、52 年度においては民生委員が、53 年度においては申立人が、それぞれ国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てているところ、当該期間当時の民生委員を特定することができないため事情を聞くことができず、免除申請状況等が不明であり、当該期間の保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 62 年ころに免除期間となっていた申立期間③の国民年金保険料を追納したと申し立てているところ、社会保険庁の記録によると、当該期間は、未納期間となっており、保険料を追納することはできなかつたと考えられる上、平成元年 4 月に 54 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を追納した記録が存在することから、申立人が保険料を追納した時期を誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年12月1日、資格喪失日に係る記録を28年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年12月1日から27年3月1日まで
② 昭和28年4月20日から同年7月20日まで

昭和20年11月1日にA事業所に入社し、各出張所に転勤になったが、52年9月に定年退職するまで、一度も会社を退職したことはない。

同一企業内の転勤のため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和26年12月1日に同事業所本店から同事業所B工場へ異動、28年7月20日に同事業所B工場から同事業所本店へ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和27年3月及び28年4月のA事業所B工場に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料は無いが、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得及び喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和26年12月から27年2月までの期間及び28年4月から同年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に、B事業所C支社における資格喪失日に係る記録を50年9月1日に訂正し、47年1月の標準報酬月額を5万6,000円、50年8月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和50年8月31日から同年9月1日まで

昭和36年4月から平成11年5月までB事業所及びそのグループ会社に継続して勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された経歴証明書、従業員票、人事台帳、同事業所の事務担当者の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、同事業所及びそのグループ会社に継続して勤務（昭和47年2月1日にA事業所からD事業所に異動し、50年9月1日にB事業所C支社からE事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和46年12月及び50年7月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については5万6,000円とし、申立期間②については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って処理したと

は考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、また、申立期間②については、事業主が申立人に係る資格喪失日を50年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って処理したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年1月分及び50年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所の記録では昭和46年8月1日に厚生年金保険に加入した記録になっているが、A事業所が保管している昭和46年分給与台帳兼源泉徴収簿において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事発令案、「昭和46年分給与台帳兼源泉徴収簿」及び「昭和46年8月分の健康保険厚生年金保険料計算書」から、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記の健康保険厚生年金保険料計算書及び社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和46年8月分の厚生年金保険料の調定額と社会保険事務所へ納入した金額が一致していることから、申立人に係る保険料を納付したと主張している。しかし、申立人の被保険者資格取得日について、事業主が保管する昭和46年8月2日に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」における申立人に係る資格取得年月日欄は空欄とな

っている一方で、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では同年8月1日となっていること、及び事業主が保管する同年8月分厚生年金保険料の調定額と社会保険事務所へ納入した金額は一致しているものの、申立人を含む4人の保険料控除額が正しい保険料控除額と相違していることが確認でき、社会保険事務所が申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 11 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 49 年 7 月まで
昭和 48 年 11 月に結婚し、その直後に夫に勧められ国民年金に加入した。保険料は、毎月、当時居住していた借家に集金に来ていた 50 歳から 60 歳くらいの男性に 900 円を支払い、白い画用紙のような領収書に検認印のようなスタンプを押してもらったことを記憶している。
領収書は処分して今は無いが、申立期間の保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、申立期間直後の昭和 49 年 8 月に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号についてもほぼ同時期に払い出されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住する市では、母子会の集金人による国民年金保険料の集金が行われ、集金人は、国民年金保険料集金カードに認め印を押していたとされており、白い画用紙のような領収書に検認印のようなスタンプを押してもらったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が名前を挙げた者からは、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったほか、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの期間及び2年10月から3年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年12月まで
② 平成2年10月から3年9月まで

初めて勤務した個人病院で、「一回でも未納があると将来年金がもらえない。」と職場の先輩に言われたため、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は納付書により銀行で納付したように思う。その後、その病院は法人化され厚生年金に切り替わった。

その病院を退職後、就職した先が再び個人病院だったため、再度、国民年金に加入し保険料を納付した。年金番号を一つにした際に、国民年金の加入記録が消えてしまったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「病院に勤め始めた平成元年4月ころに国民年金に加入し、保険料を納付したと思う。」と述べているが、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年11月ころに払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、申立人から聴取しても、国民年金保険料の納付時期や納付金額等についての記憶は明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間②については、申立人が当時居住していた市が保存する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成8年1月17日に、i) 最初に勤務した個人病院を退職したことによる国民年金の資格取得届（平成2年10月14日付け）、ii) 3年10月から勤務した事業所において厚生年金保険に加入したことによる国民年金の資格喪失届（平成3年10月21日付け）及びiii) 当

該事業所を退職したことによる国民年金の資格取得届（平成6年1月21日付け）を、一括して届け出ていることが確認でき、それまでは、申立期間②は国民年金の被保険者とされていない期間であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。また、申立人は、当該届出を行った直後の平成8年1月26日に、6年1月から7年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、この時点では、申立期間②は既に時効により納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、社会保険庁は、オンラインによる記録管理を実施しており、その記録を見ても、申立人に係る国民年金と厚生年金保険の記号番号の統合処理等に不自然さはないと見られる。また、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から44年12月まで
昭和39年11月ころに、妻に勧められて国民年金に加入し、36年当初からの保険料を一括して支払った。
その後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月自宅で集金人に納付していたのに、申立期間については、妻の分が納付済みで、私の分のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年11月ころに国民年金に加入し、36年当初からの保険料を一括納付した。」と主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年1月31日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認される上、申立人が36年当初からの国民年金保険料を一括納付したとする39年11月時点では、36年4月から37年9月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳の記録によると、申立人は、昭和47年4月10日に、申立期間直前の36年4月から39年10月までの国民年金保険料(43月分)について特例納付するとともに、申立期間直後の45年1月から46年3月までの保険料について過年度納付していることが確認できるが、この特例納付は、年金受給に必要なとなる納付月数(300月)を満たすために行われたものであると推認され、加えて、過年度納付している45年1月以降の保険料がすべて納付されていることを踏まえると、申立人は国民年金に加入し保険料を納付し始めた時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 327(事案 92 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 12 月まで
申立期間について、A事業所に勤務していた。新たな資料は無いが、再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「申立期間当時、事業主から給与を支給されていなかったと思う。」と証言している上、申立人は、昭和 44 年 3 月 30 日に国民健康保険に加入し、同年 10 月 18 日には国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できること、さらに、申立人が勤務していたとする A 事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出、証言等はない上、申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員等から聴取しても、申立人が厚生年金保険に加入していたことについて証言を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 7 月まで
申立期間当時、A 事業所に勤務していた。
給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは、同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が当時同事業所で一緒に勤務したとする同僚 6 人についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立期間当時、A 事業所に勤務していた従業員は、「農閑期だけこの事業所で仕事をしていた人たちは、厚生年金保険に加入しないことが多かったと思う。」と証言しており、農閑期に仕事をしたとする申立人についても同事業所において厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、A 事業所の事務担当者は、「当時の関係資料は無く、在籍の有無及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と証言するなど、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたかどうかについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 329 (事案 209 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 8 月 22 日まで
昭和 34 年 8 月から A 事業所に勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
今回、申立期間当時の写真と母子手帳を資料として提出し、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたとする同僚及び事務担当者から聴取しても、同事業所に勤務していたことを示す証言を得ることができないこと、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人については、昭和 35 年 8 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録は確認できるものの、資格取得日以前の同名簿の中に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらないこと、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として当時の職場での写真と母子手帳を提出したが、当該写真に写っている申立期間当時の A 事業所に勤務していたとする同僚等から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことがうかがえる証言が得られたものの、勤務期間を特定することができない上、当時の同事業所の事務担当者から「当時、6 か月程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言があり、同事業所では、当時、入社時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれるなど、申立人が

申立期間において同事業所で厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、申立人の妻が子供を出産したとする医療機関は、「出産当時の資料が無く、保険の種類等は確認できない。」としており、母子手帳からも、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについて確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 41 年 3 月まで

申立期間において、A事業所に勤務していた。私と同じ中学を1年早く卒業し、同事業所に就職した先輩は、私と同じ仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所に勤務していた同僚5人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に在職していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様に中学校卒業後間もなくA事業所に就職したとみられる4人の同僚については、就職して5か月ないし6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるなど、同事業所においては、中学校卒業者について、就職して一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

また、申立期間当時、A事業所において昭和 39 年 9 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 10 月 2 日に同資格を喪失している同僚は、「申立人は、私より後から就職し、私よりも先に退職したと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は存在しない上、申立人は、「A事業所を退職する際に厚生年金保険被保険者証を渡され、次に就職した家具店で、その被保険者証を提出した憶えがある。」と述べているところ、同家具店では、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号が新しく払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 22 日から同年 9 月 26 日まで
A事業所B出張所に昭和 32 年 4 月 22 日まで勤務した後、Y県U市にあったA事業所C出張所に転勤した。
その後、O市のD事業所に転勤となったが、A事業所C出張所で勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間の記録がない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A事業所C出張所に勤務していた。」と申し立てているところ、申立人から提出された申立期間当時のものと思われる事業所従業員の記念写真の中に「E事業所」の社名が確認できる上、D事業所（現在は、F事業所）は、「当事業所の社史に、E事業所が昭和 30 年 9 月から 32 年 8 月までの間、子会社として設立されていた旨の記述がある。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、E事業所に勤務していたものと推認されるが、同事業所については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

一方、申立人が申立期間当時勤務していたと主張するA事業所C出張所については、申立人が同出張所に勤務していたことを推認できる関連資料等が無い上、同出張所は、昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、「A事業所B出張所から一緒にU市の事業所に行った。」と記憶している同僚2名についても、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、D事業所において、昭和 32 年 9 月 26 日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所C出張所及びD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したもとののは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 4 月まで
申立期間において、定時制高校に通いながら、A事業所B部にアルバイトとして勤務していた。毎月の給与から厚生年金保険料を控除され、退職時に年金番号の書かれた書類を受領した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同事業所が保管する臨時職員名簿から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人がA事業所において一緒に勤務していたとする同僚3人については、申立人と同様に、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、そのうちの1人は、「A事業所に臨時職員として勤務していた当時、社会保険には未加入であり、給料から厚生年金保険料を控除されていたことの記憶は無い。」と証言している上、同事業所は、「昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているので、申立期間当時は、厚生年金保険には加入できなかった。したがって、厚生年金保険の保険料を給与から控除することはなく、納付することもなかった。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 56 年 2 月まで
② 昭和 58 年 11 月 26 日から 59 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

昭和 54 年 7 月から 56 年 2 月まではA事業所に、56 年 3 月 15 日から 59 年 11 月 30 日まではB事業所に、59 年 12 月 1 日から平成元年 2 月 16 日まではC事業所に、それぞれ長距離トラックの運転手として勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所に勤務していたとされる同僚から聴取しても、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立ての事実について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する記録によると、当該事業所は、当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、B事業所に勤務していたとされる同僚から聴取しても、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、当該事業所から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の健康保険の被保険者資格喪失日（昭和 58 年 11 月 26 日）は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致する上、当該事業所が保管する昭和

59年8月1日現在の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の中に、申立人の記録は無い。

- 3 申立期間③については、C事業所に勤務していたとされる同僚から聴取しても、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、当該事業所は既に全喪している上、当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立ての事実について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和60年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、資格取得日以前の同被保険者原票の中に申立人の記録が無い。

- 4 加えて、申立期間②及び③については、申立人が「自分より先にB事業所を辞め、C事業所に勤務した。」と述べている同僚は、申立人がB事業所を退社したと主張する昭和59年11月30日より後の60年7月1日にB事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月2日にC事業所の同被保険者資格を取得していることが確認できるなど、申立人の供述内容には不自然な点が見受けられる。

- 5 このほか、すべての申立期間について、雇用保険の加入記録が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。